

条 例

埼玉県健康づくり安心基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十九号

埼玉県健康づくり安心基金条例を廃止する条例

埼玉県健康づくり安心基金条例（平成三十一年埼玉県条例第十一号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。